

駒沢2丁目、上馬4丁目、近隣にお住まいの皆様へ

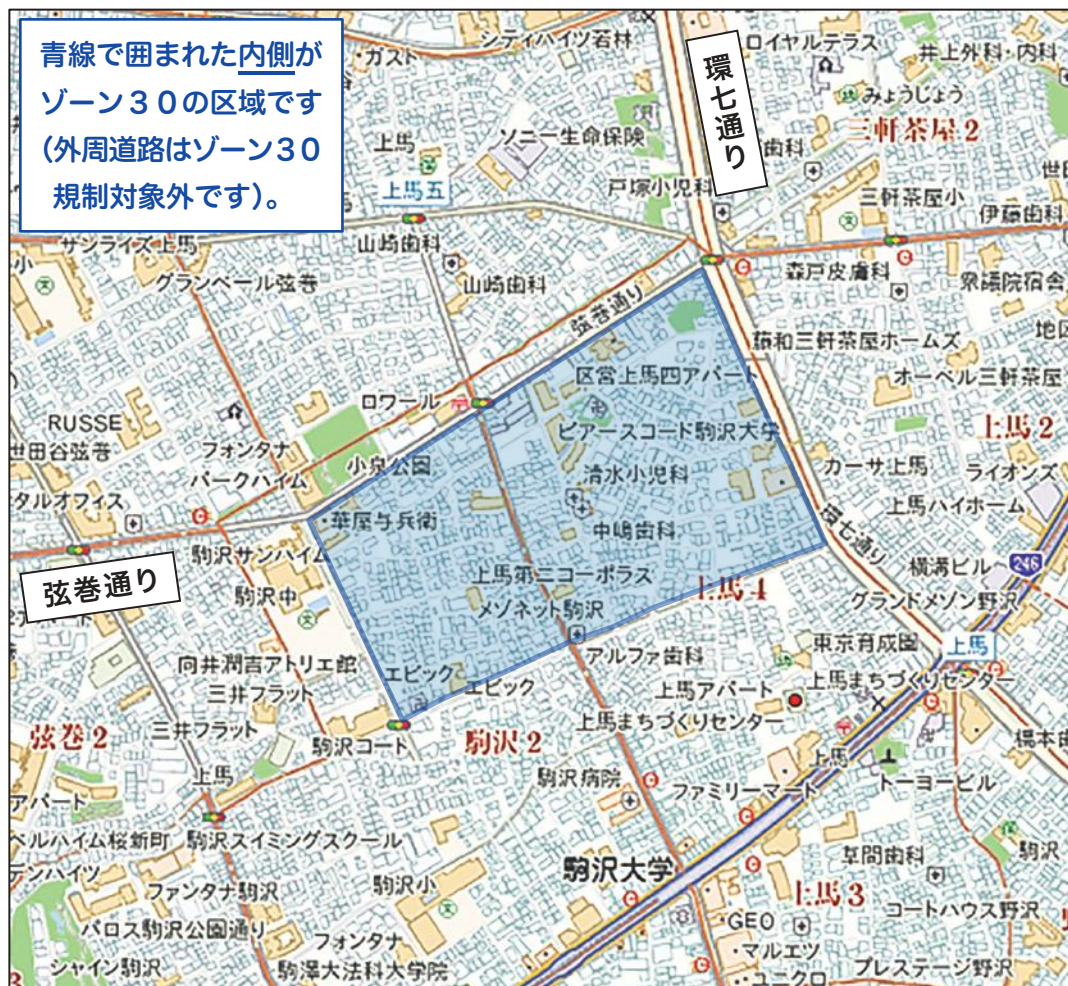


駒沢2丁目、上馬4丁目への ゾーン30導入のお知らせ

日頃より交通安全へのご協力ありがとうございます。

このたび、生活道路の交通安全の推進を図るため、令和2年12月の東京都公安委員会の決定により、駒沢2丁目および上馬4丁目のそれぞれ一部区域にゾーン30が導入されました。ゾーン30とは、外周道路に囲まれた地区全体に対し時速30kmの速度規制を実施する面的な交通規制です（外周道路はゾーン30規制の対象外となります）。なお、導入地区の詳細につきましては、下の区域図をご覧ください。

今後、標識の設置、路面標示の整備等を進めてまいります。速度制限を守り、交通安全の推進にご協力をお願いいたします。



標識の例（入口）



標識の例（出口）



路面標示の例

問合せ先
世田谷警察署交通課
交通規制係
☎ 3418-0110
世田谷区土木部
交通安全自転車課
☎ 5432-2515